

福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業  
(設備導入事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域参入による再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー設備を導入し、再生可能エネルギー事業を行う県内市町村等（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業は次のすべての要件を満たす再生可能エネルギー設備等導入事業とする。

- 1 福島県内において、次のいずれかの再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」という。）及びそれに付帯する蓄電池及び送電線等（以下、「蓄電池及び送電線」という。）を導入する事業であること。
  - (1) 太陽光発電（原則として50kW以上）
  - (2) 風力発電（10kW以上・単機1kW以上）
  - (3) 水力発電（1,000kW以下）
  - (4) 地熱発電（バイナリー方式）
  - (5) バイオマス発電（10kW以上、バイオマス依存率60%以上、コージェネレーション（熱電併給）を含む。）
  - (6) (1) から (5) の組み合わせ（合計10kW以上。太陽光発電及び風力発電（単機）は1kW以上）
  - (7) 蓄電池（発電設備を導入する場合に限る。発電設備の出力同等以下）
- 2 次の要件を満たす事業であること。
  - (1) モデル性の高い事業であること。
  - (2) 地域への経済波及効果の高い事業であること。
  - (3) 平成31年3月末までに発電設備等の設置、費用の支払いが完了する事業であること。
  - (4) 事業の実施、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。
  - (5) 固定価格買取制度を活用する事業にあつては、当該制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部（最低3%以上）を継続して地域活性化に活用する事業であること。  
当該制度を活用しない事業にあつては、発電した電力等を地域で利用するなど、地域活性化に活用する事業であること。
  - (6) 申請者（団体等設立中にあつては、補助対象事業者）によって、発電事業が継続的に実施される事業であること。その期間は固定価格買取制度における調達期間に準ずるものとする。
  - (7) 県の求めに応じて、発電設備等の運営や運転、発電量、売電収入の地域活性化への活用状況等について報告すること。
  - (8) 関係法令等に違反していないこと。
  - (9) 福島県税の未納がないこと。

(補助対象者)

第3条 補助対象事業者は次のすべての要件を満たすものとする。

- 1 補助対象事業者は次の各号に掲げる要件のいずれか満たすものとする。ただし、第2号又は第3号の場合には、地域住民や市町村が参画・連携する事業であること。
  - (1) 福島県内の市町村
  - (2) 福島県内に主たる事務所のある非営利団体（法人に限る。）
  - (3) 福島県内に本社（本店）のある民間事業者（法人に限る。）
- 2 補助対象事業者は次の各号に掲げる要件のすべてを満たすこと。
  - (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
  - (2) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) その他の法令の規定に違反しないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。補助金の額は、別表2のとおりとする。

1件当たりの上限は、次の(1)及び(2)のとおり。

- (1) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電（直接燃焼方式）  
上限3,000万円
- (2) バイオマス発電（ガス化方式）  
上限5,000万円

(補助金交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、知事が必要と認める書類とする。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の増減額であるもの（補助金の額の変更を伴わない場合に限る。）
- (2) 別表1に掲げる補助対象経費の区分間における20%以内の流用増減であるもの。
- (3) 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期限)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について交付決定を行った額（第8条の規定により事業の変更等の承認を受けた場合は、その変更後の額）の8割に相当する額を限度として、概算払いの方法により交付することができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び完了報告)

第11条 知事は、補助事業者に対し、期限を定め、規則第11条の規定による事業の遂行上の報

告を求めることができるものとし、その場合、補助事業者は福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金実施状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- （1）事業実施結果書
- （2）収支決算書
- （3）経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- （4）その他知事が必要と認める書類

#### （補助金の交付の請求）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業（設備導入事業）補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

#### （消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### （補助事業完了後の報告義務）

第15条 補助事業終了後においても、補助事業者は県の求めにより、設備運用状況等を報告しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第16条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(様式第11号)を前項に規定する期間内備えておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月23日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月28日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表1 (第4条及び第7条関係)

	経費の区分	概要
1	設計費	発電設備等導入に必要な実施設計、システム設計等に要する経費
2	設備費	発電設備等導入に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに付帯する設備の購入に要する経費
3	工事費	発電設備等導入に必要な工事に要する経費
4	諸経費	上記1～3以外で発電設備等導入に必要な経費

別表2 (第4条関係)

	種別	規模等	補助金の額
1	太陽光発電	原則 50kW以上	補助対象経費の1/3以内。ただし、発電設備(蓄電池及び送電線を除く)については補助対象経費の1/3以内と10万円/kWの低い値 (なお、50kW未満の場合は、補助対象経費の1/3以内と10万円/kWの低い値とする。)
2	風力発電		補助対象経費の1/3以内。ただし、発電設備(蓄電池及び送電線を除く)については補助対象経費の1/3以内と10万円/kWの低い値
3	上記1、2以外		補助対象経費の1/3以内